

資料

1 第5次江差町総合計画策定審議会開催経過

開催月日	取組内容	議題等
平成22年10月 5日	第1回策定審議会	委員委嘱、諮問、会長、部会長等の選任
平成22年11月10日	第2回策定審議会	江差町全体に関する課題・方向性・論点整理(将来人口も含む)
平成22年11月26日	第3回策定審議会	総合計画の重点課題について
平成22年12月 7日	第4回策定審議会	基本構想の素案について
平成22年12月21日	第5回策定審議会	基本計画について
平成23年 1月19日	第6回策定審議会	「総合計画全体基本構想・基本計画(たたき台)」の協議
平成23年 2月21日	第7回策定審議会	「総合計画全体」の協議
平成23年 2月25日	答申	答申書及び答申報告書

2 各課取組状況・アンケート調査等意見聴取の取組状況

年月日	取組内容	内容・対象等
平成21年 5月	各課課題シート提出	各課の現状と課題整理
平成21年 5月	職員提案シート	職員のアイデア募集
平成21年 7月	各団体ヒアリング	漁業者、消費者協会、教育団体等との意見交換
平成22年 9月	町長ヒアリング	総合計画策定に向けたインタビュー
平成21年12月から 平成22年 1月まで	まちづくり町民アンケート	調査の実施 (無作為抽出し3,000人に送付。 1,003人から回答)
平成22年 3月	〃	調査結果報告のまとめ
平成22年 5月	総合計画策定業務委託契約	2か年目の策定業務委託
平成22年 8月	総合計画策定検討資料作成	審議会での議論向けの資料整理
平成22年12月	各課重点取組事業調査	重点取組事業の調査
平成23年2月1~14日	パブリックコメントの実施	江差町ホームページに掲載
平成23年 1月24日	江差町議会全員協議会	基本構想・基本計画たたき台(案)の提示
平成23年 2月 8日	江差町議会全員協議会	基本構想・基本計画たたき台に対する意見聴取
平成23年 3月11日	江差町議会3月定例会	基本構想を議決

3 諮問書

江 総 務 平成22年10月5日
江差町総合計画策定審議会 会長 田畑昌伸 様
江差町長 濱谷一治
江差町総合計画について(諮問)
江差町における今後のまちづくりのための指針としての江差町総合計画の策定を求めます。
記
1. 策定期間 平成22年度中
2. 計画期間 平成23年度から平成32年度の10年間
3. 策定する内容 基本構想、基本計画



4 答申書

平成23年2月25日

江差町長 濱谷 一治 様

江差町総合計画審議会
会長 田畑 昌伸

第5次江差町総合計画について(答申)

平成22年10月5日付で諮問された第5次江差町総合計画について答申します。

記

- 基本構想については、過疎化、少子高齢化を受け入れたうえで、現実的な目標を持ち、持続可能なしくみ、好循環が生まれ、つながりの輪が広がるしくみづくりを進めることとし、以下の5つの将来像を目標とし、その将来像を実現するための「基本目標」を4つの項目とし、基本計画の施策の体系としました。

「10年後の将来像」

一人ひとりを大切に、みんなが地域で輝いている町
人口減少社会の中でも、住んでいる人が、楽しく幸せを感じる町
ちいさな幸せをコツコツとみんなで生み出す町
歴史や文化を大切に、住んでいる人が郷土に誇りを持っている町
身の丈に合わせた行政運営が行われている町

「基本目標」

経済基盤を持続させる「地場産業」の振興
住民が元気に安心して暮らせる「生活環境」づくり
人と人とのつながりを大切にした地域福祉や生涯学習、まちづくり活動の推進
身の丈に合った「行政運営」の推進

- 基本計画については、「広く町民に周知し、その活用を図ることが重要であること」「計画の進行管理については、成果指標等を活用し、解りやすく説明すること」「社会情勢等の変化により見直しが必要な場合は柔軟に見直しできるようにすること」についての取組を望みます。
- 「身の丈に合った行政運営」については、その是非について審議会でも議論しましたが、将来を悲観してばかりではなく、「希望と夢を語るようなまちづくり」を推進していくことが重要であり、実施計画策定には向けては、その点に留意することを望みます。

5 審議会委員名簿

(五十音順、平成22年10月1日現在)

氏名	所属団体等	役職	部会構成	審議会役職
荒木寿美男	一般		生活福祉教育	
磯田 浩文	檜山南部森林組合	組合職員	産業経済	
小笠原明彦	江差土地改良区	事務局長	産業経済	副会長
小笠原敏文	株式会社 五勝手屋本舗	専務	産業経済	
加賀 晋	江差町社会福祉協議会	事務局長	生活福祉教育	部会長
小路 政信	江差中央商店街協同組合 (かりの会)	理事長	産業経済	部会長
小梅 洋子	かあちゃん食堂	代表	生活福祉教育	
齊藤 繁憲	医療法人 恵愛会 老人保健施設 カタセール	事務局長	生活福祉教育	
阪之上克巳	法テラス江差法律事務所	弁護士	生活福祉教育	
田畑 昌伸	江差建設協会 中小企業家同友会	会長	産業経済	会長
塚本 緩子	つじ薬粧	薬剤師	生活福祉教育	
富樫 恵里	富樫農園		産業経済	
能登 眞弓	ひやま漁業協同組合江差支所	女性部長	産業経済	副部会長
引山 学	株式会社 北洋銀行 江差支店	支店長	産業経済	
福原 祐介	株式会社 桧山企画	代表取締役	生活福祉教育	
増田 浩伸	南が丘小学校PTA	会長	生活福祉教育	
向山 桂子	江差消費者協会	会長	生活福祉教育	副部会長
若山 聡志	江差商工会	経営指導員	産業経済	

6 江差町総合計画策定審議会条例

昭和43年3月30日
条例第13号

(目的)

第1条 この条例は地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、江差町総合計画策定審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合計画に関し必要な事項を調査及び審議を行なわせるため江差町総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は委員20名以内をもって組織する。
2 委員は学識経験者及び公共的団体等の役職員のうちから町長が委嘱する。
3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したとき、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。
2 審議会は委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(町長への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
2 江差町産業振興委員会設置条例(昭和38年江差町条例第11号)は廃止する。

附 則(平成2年条例第8号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。